

(8) 地区の変更登記申請書



事業協同（企業、協業、商工、商店街振興）組合変更登記申請書

- 1 名 称 (組合名)
- 1 事務所 (組合住所)
- 1 登記の事由 地区の変更
- 1 認可書到達の年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 1 登記すべき事項 平成〇〇年〇〇月〇〇日 地区の変更
地区 〇〇市、△△市及び〇〇町の区域
(注) 変更年月日は、定款変更認可書到達日を記載すること。
OCR用は、登記すべき事項に「別紙のとおり」と記載すること。
- 1 添付書類 総会(総代会)議事録 1通
(注) 総代会の場合は、総代会を設けたことを証するため定款を併せて添付する。
定款変更の認可書 1通
委任状 1通
(注) 代理人によって申請する場合に限り必要である。

上記のとおり登記の申請をする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請人 (組合住所)
(組合名)
代表理事 (代表理事住所)
(氏名)
上記代理人 (代理人住所)
(氏名)



〔代表理事が申請する場合〕



〔代理人が申請する場合〕

京都地方法務局 〇〇支局（出張所） 御中

(注) 企業組合、協業組合は、地区の規定がないため登記を要しない。

市町村合併時の登記上の留意事項

市町村合併により住所の表示変更が生じた場合、合併する市町村を管轄する登記所では、組合の主たる事務所の住所を職権により新しい住所表示に変更します。

また、他の登記内容も新住所に変更したものとみなされます。(みなされるのみで、登記内容の変更は生じません。主たる事務所の住所以外の代表理事の住所等、登記内容を変更しないと不都合が生じる場合は、申請が必要となります。)

合併市町村に従たる事務所を有する場合、主たる事務所を管轄する法務局で従たる事務所の変更登記を行った後に、従たる事務所の変更登記を行って下さい。

組合の地区については、定款変更を行った上で、登記申請が必要となります。

商業登記法（抜粋）

(行政区画等の変更)

第26条 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、その変更による登記があつたものとみなす。

〈OCR用〉 地区の変更の場合

別紙

1. ワードプロセッサ、邦文タイプライター等で記載してください。
2. 枠内に記載し、枠内では文字ピッチ・行ピッチを変えないでください。
3. 半角/倍角文字、上付/下付文字、下線等の文字修飾は行わないでください。
4. 用紙を破ったり、折り曲げたり、汚したり、修正液、修正テープ、糊張りは行わないでください。

株 有 資 名 法 (他)
〔(商号) ○○事業協同組合〕

頁

(注) 手書きでも可

「地区」○○市、△△市及び○○町の区域

「原因年月日」平成○○年○○月○○日変更

(注) 定款変更認可書到達日を記載のこと。

5

5

10

10

15

15

20

20

(注) この欄は、訂正する欄です。

訂 正 印

申請人印